

OSS申請に係る 自動車保管場所標章等の 郵送交付について

対象業務

OSS(ワンストップサービス)を用いた電子申請において、郵送希望と入力して申請を行ったもののうち、「保管場所標章交付手数料」の納付をしたもの。(窓口での申請は対象外)

※到着までに日数を要する場合がありますのでご注意ください。また一度に多数の申請分をまとめて郵送希望するなど、レターパックプラスの容量を超えるものなども郵送交付できません。

※窓口申請による郵送交付には対応しておりませんのでご注意ください。

※OSSによる保管場所証明申請については、国土交通省のホームページをご確認ください。 <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

方法

- ①OSSポータルサイト、一括大量申請システムで郵送交付希望を入力申請してください。
- ②「保管場所標章交付手数料」の納付後に**レターパックプラス**(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で購入できます。)を購入しご用意ください。
- ③レターパックプラスに必要事項を記載してください。
- ④保管場所標章郵送希望申請一覧(様式1号)を記載し、返信用のレターパックプラスと共に管轄警察署へ送付してください。
- ⑤後日、レターパックプラスに記載された宛先に標章等が郵送されます。

注意事項

- ◇**レターパックプラス以外のものは受け付けません。**
- ◇レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者の負担となります。
- ◇お届け先に標章の郵送先、ご依頼主に発送警察署の所在地等を、品名は「保管場所標章」と記載してください。
- ◇**「ご依頼主様保管用シール」は剥がさないでください。**
- ◇郵送を希望されない場合は、今までどおり警察署窓口で標章等を受け取ることができます。
- ◇郵送交付は申請者もしくは代理人のみ申請ができます。(代理人とは、行政書士もしくは行政書士法に定める総務省が指定した法人をいいます。)

ご不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署交通課までお問い合わせください。